

## 補聴器の購入費助成について (制度のご案内)



高齢者の認知症予防及びフレイル予防を目的として、補聴器の購入費用の一部を助成します。

### 1 助成内容

**【対象者】** 次の要件を全て満たす65歳以上の方

- (1) 下関市内に住所を有していること。
- (2) 補聴器購入希望者本人の住民税が非課税であること。
- (3) 会話音域の平均聴力レベルが中等度難聴の者で、かつ、耳鼻咽喉科を標榜する医療機関の医師が補聴器の使用が必要と認めるものであること。  
※ 耳鼻咽喉科で聴力検査を受けることが必要です。
- (4) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (5) 当該助成事業による助成を受けたことがないこと（助成を受けてから5年を経過している場合を除く）。

### 【助成額】

補聴器本体（補聴器本体の附属品を含む）の購入費の1/2の額（100円未満の端数は切り捨て。上限30,000円。）

- ※ 助成の対象は「医療機器として認定された補聴器」です。オーディオ機器に分類される集音器は助成の対象外です。通信販売やインターネットで販売されている安価なものは集音器である可能性がありますので、ご注意ください。
- ※ 片耳、両耳を問わず、助成の上限は30,000円です。
- ※ 附属品のみの購入、電池交換、メンテナンス、修理費用は助成の対象外です。
- ※ 受診費用、検査費用、文書料等は助成の対象外です。

【裏面をご覧ください】

## 2 助成の手続について

### (1) 事前準備～申請

申請書、意見書等を入手し、

① 医療機関（耳鼻咽喉科）を受診

⇒中等度難聴かつ補聴器が必要という診断＝医師が意見書を作成  
…意見書は、3か月以内に作成されたものであること

② 補聴器販売店へ

⇒購入予定の補聴器を確認＝販売店が見積書を作成

③ 申請書、意見書、見積書の写しを市役所へ提出

※ 申請書等は、長寿支援課、総合支所、市ホームページで入手できます。

※ 申請書の窓口提出は、長寿支援課又は総合支所で受け付けます（長寿支援課あて郵送可）。

※ 申請書は先着順で処理します。

※ 予算の範囲内で補助申請を受け付けますので、受付締切は、市ホームページをご確認ください。



市HP QRコード

### (2) 補聴器の購入

助成金の交付決定通知書が市役所から届いたら、補聴器販売店に行き、見積に基づいて3月31日までに補聴器を購入してください。

◎ 助成の交付決定前に購入した補聴器は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

### (3) 購入報告と請求

市役所へ下記の書類を提出

- ・ 購入報告書（交付決定通知書と一緒にお届けします）
- ・ 補聴器購入の領収書の写し
- ・ 助成金請求書（交付決定通知書と一緒にお届けします）

⇒助成金交付確定の通知があり、助成金が口座に振り込まれます。

問合せ先：下関市福祉部長寿支援課支援係

（〒750-8521 下関市南部町1番1号）

TEL 083-231-1340 FAX 083-231-1948